

第 3 期
天草市 移住・定住促進計画
(令和 8 年度～令和 11 年度)

令和 8 年 (2026 年) 3 月

目次

1. はじめに.....	1
(1) 計画の趣旨・目的.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画期間.....	2
(4) 定義.....	2
2. 本市を取り巻く環境.....	3
(1) 社会情勢の変化.....	3
3. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状.....	4
(1) 人口に関する状況.....	4
(2) 関係人口に関する状況.....	6
(3) 移住・定住に関する状況.....	6
4. 第2期計画における「新たな取組」の達成状況.....	11
5. 天草市が抱える課題.....	13
6. 計画の基本的な考え方.....	17
(1) 基本理念.....	17
(2) ありたい姿.....	17
(3) 基本方針.....	17
(4) 目指す成果（数値目標）.....	17
(5) 進捗管理.....	18
7. 施策の体系（具体的な施策）.....	19
(1) 魅力の発信.....	20
(2) 関係人口の掘り起こしと関係性の構築.....	20
(3) 移住の検討.....	22
(4) 移住・定住.....	23
<資料編>.....	23

1. はじめに

(1) 計画の趣旨・目的

我が国の人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少しています。

令和 2 年（2020 年）国勢調査における人口は 1 億 2,614 万 6 千人となっており、平成 27 年（2015 年）と比べると、94 万 9 千人の減少（0.7%減）となっています。東京圏など 8 都県で人口が増加している一方で、熊本県を含む 39 道府県では減少。その中でも、33 道県においては減少幅が拡大しています。

本市の人口は、令和 2 年（2020 年）国勢調査では 75,783 人となっており、平成 27 年（2015 年）の 82,739 人から 5 年間で約 7 千人の減少となっています。

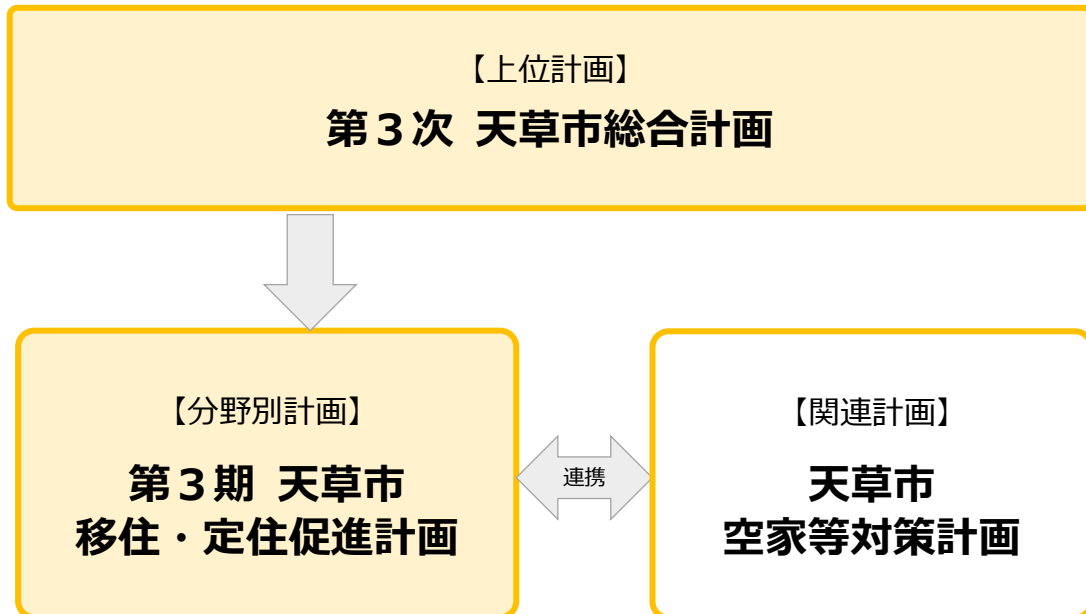
そのため、本市では人口減少の抑制を目標に掲げ、第 3 次天草市総合計画（後期基本計画）（令和 8 年（2026 年）2 月策定）においては、子育て施策や健康寿命の延伸などの取組のほか、地場産業の振興による雇用の場の確保や移住・定住の促進などにより、令和 11 年（2029 年）の将来人口予測値である約 63,300 人を 65,000 人とする目標を掲げています。

第 2 次天草市総合計画（後期基本計画）に基づく、第 1 期移住・定住促進計画を平成 31 年（2019 年）3 月に策定し、また令和 5 年（2023 年）3 月には第 3 次総合計画（前期基本計画）に基づく、第 2 期移住・定住促進計画を策定しています。これまで、移住・定住に関する情報発信や移住者の受入体制の強化などを通じて、人口の社会増を目指して様々な取組を推進してきました。

第 2 期移住・定住促進計画が令和 7 年度（2025 年度）末に計画期間の満了を迎えるのに加え、令和 8 年度（2026 年度）から本市の第 3 次総合計画（後期基本計画）がスタートすることに伴い、これまでの取組を踏襲しつつ、より戦略的かつ効果的な第 3 期移住・定住促進計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「総合計画」と整合を図るとともに、他の関連計画との連携を図りながら、本市の移住・定住促進施策の基礎となる分野別計画として位置付けます。



(3) 計画期間

本計画は、総合計画との整合性を図るため、計画期間を令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）の4年間とします。ただし、計画期間中であっても、関係法令の改正や社会情勢の変化、総合計画の改定により、本計画の見直しが必要となった場合は、適宜、見直しを行うものとします。

(4) 定義

「関係人口」「二地域居住」「移住」「定住」は、法的に意味が定められているものではなく、様々な解釈がされていることから、本計画では、次のように定義付けます。

(1) 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

(2) 二地域居住

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方。

(3) 移住

空き家バンク利用希望登録を行い、天草島外から自らの意思で定住を目的として、生活拠点を移動させること。

(4) 定住

移住後、本市に3年以上継続して居住していること。

2. 本市を取り巻く環境

(1) 社会情勢の変化

① 地方移住への関心の高まり

令和7年11月に総務省が発表した令和6年度における全国の自治体への移住相談件数は過去最多となり、令和5年度から25,375件の増加となっています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数(件)	260,166	298,132	315,744	291,082	323,931	370,332	408,435	433,810

全国の移住相談件数の推移(令和7年11月総務省発表)

また、令和7年2月に公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構が公表した令和6年度の移住相談の傾向によると、同年度の移住相談件数は61,720件となり、前年度比4.1%増で、4年連続で過去最高を更新しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数(件)	33,165	41,518	49,401	38,320	49,514	52,312	59,276	61,720

移住相談件数の推移(令和7年2月公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構発表)

② 関係人口への注目の高まり

現在、地方圏では、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。しかし、変化を生み出す人材が地域に入り始めている例も多く、二地域居住を行う人や関係人口が地域づくりの担い手となることが期待されています。

このような状況を踏まえ、地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定)では、10年後に目指す姿として「関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出」を掲げ、関係人口を活かして都市と地方の人材交流を進め、地方への新たな人の流れを創出することが明記されています。

また、関係人口の規模や地域との関係性などを可視化し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる仕組みとして、総務省が「ふるさと住民登録制度」の創設に向け、事業を進めています。

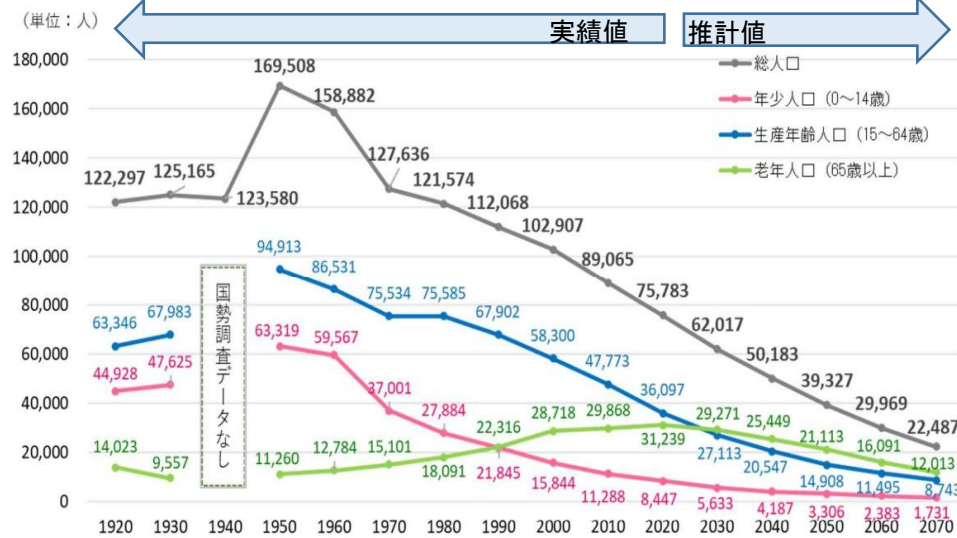
3. 天草市の移住・定住促進施策に関する現状

(1) 人口に関する状況

①人口推移 (出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」))

国勢調査の結果による本市の人口は、昭和25年(1950年)の169,508人をピークに、令和2年(2020年)は半数以下の75,783人になり、今後、令和12年(2030年)には62,017人まで減少すると予測されています。

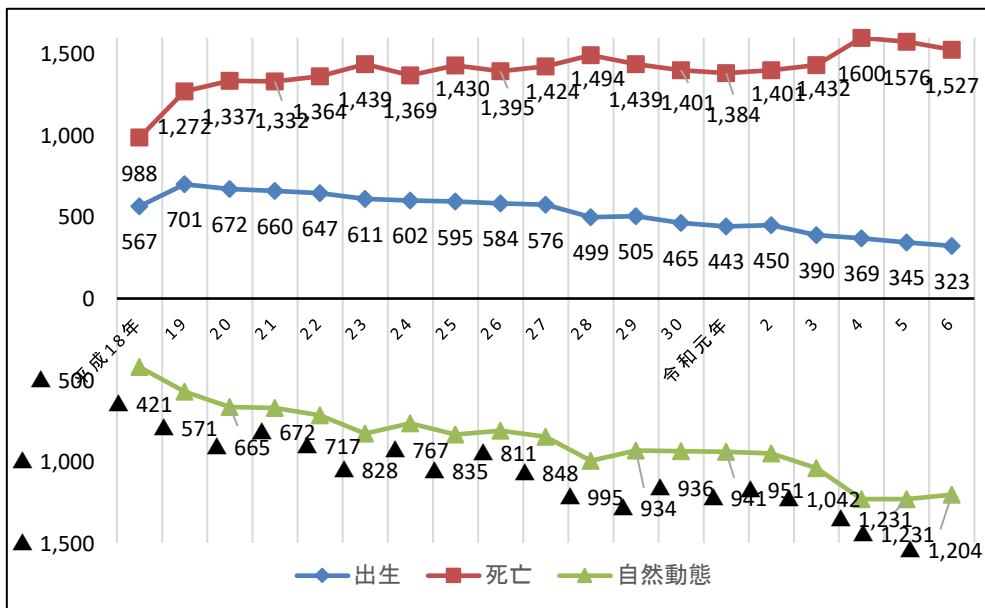
■天草市の総人口および年齢階層別の人口推移と社人研による将来推計



(資料：2020まで国勢調査、2025年以降社人研推計)

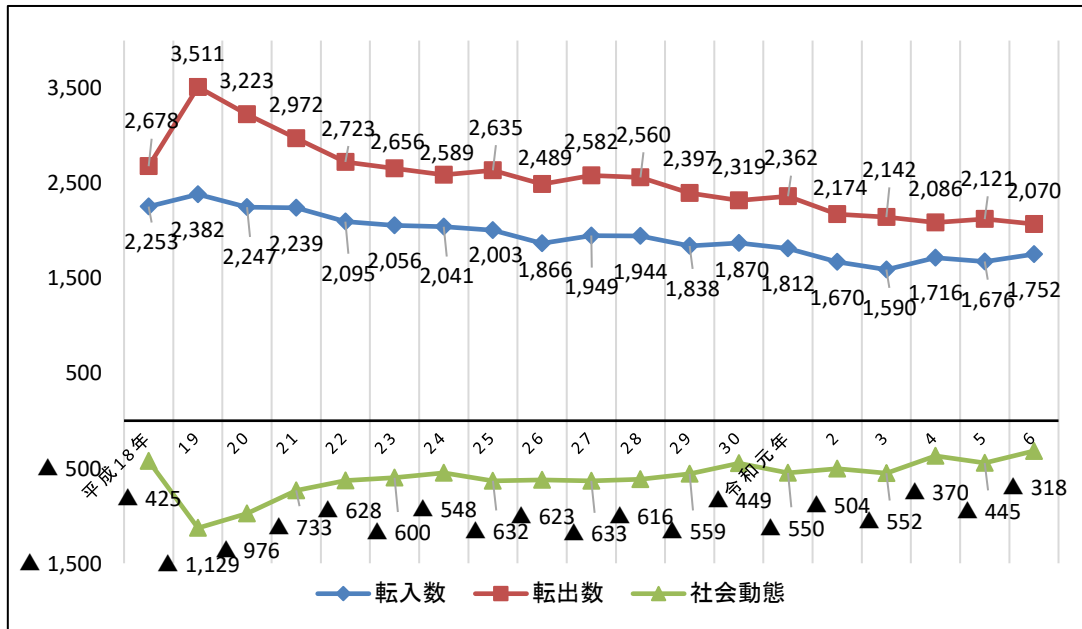
②自然動態 (出典：天草市住民基本台帳)

本市が市政施行した平成18年(2006年)の自然動態(出生数-死亡数)は、421人の自然減となっていました。その後、増減数に変動はあるものの長期的に減少数が拡大し、令和4年(2022年)以降1,200人を超える自然減の状況となっています。



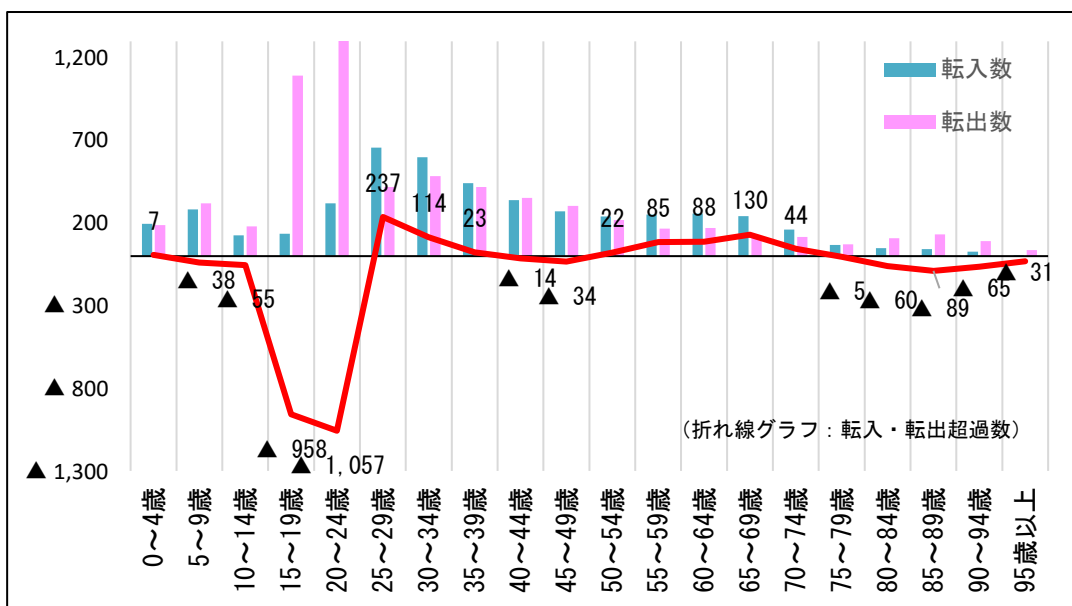
③社会動態 (出典：天草市住民基本台帳)

平成 18 年の社会動態(転入数－転出数)は、425 人の社会減となっています。その後、平成 19 年には、1,129 人と社会減において最大値となりましたが、その後は年間の増減数に変動はあるものの社会減は縮小傾向にあります。



④年代別の社会動態 (出典：国勢調査 平成 27 年・令和 2 年)

令和 2 年国勢調査による年代別の社会動態(転入数－転出数)では、15～19 歳と 20～24 歳がそれぞれ 1,000 人前後の大幅な転出超過となっています。一方で、25～34 歳、65～69 歳がそれぞれ 100 人を超える転入超過となっておりますが、平成 27 年と比較して 1,656 人の転出超過となっています。



(2) 関係人口に関する状況

①天草市ふるさと住民制度

市内の地域や企業と、本市出身者や天草ファンなどの本市と縁のある方、または出身者同士が継続的なつながりを持つことにより、移住・Uターンの段階的サポートや、まちづくりの担い手の確保、人的・経済的な交流を促進する「関係人口」を可視化することを目的として、平成30年度に「天草市ふるさと住民制度」を創設しました。令和8年2月末現在、登録者は811人となっており、主な登録理由は「市出身者（43%）」「家族・親戚が市に在住（43%）」「ふるさと応援寄附金納税者（22%）」となっています。

天草市ふるさと住民登録者の活動内容は、ふるさと納税や観光レポート、天草産品の購入などが主となっているため、将来的な担い手の確保に向けて取り組みを検討しています。加えて、天草市にゆかりのある方々の愛郷心を育むことを目的として、令和4年度からメディアプラットフォーム「note」を活用した取り組みを展開しており、日常生活の中で見つけた「天草」や、PRしたい天草の事柄・天草に行ってみたいと思える記事などを掲載しています。

②天草宝島親善大使

本市出身または本市にゆかりのある、文化・芸術・スポーツ等の分野で活躍している方を天草宝島親善大使として委嘱し、テレビ・ラジオのメディア各方面やコンサートなどにおいて、本市の知名度及びイメージ向上を目的にPR活動を行って頂いています。そのほか、本市内におけるチャリティイベントの実施など本市の地域振興にも寄与して頂いています。

令和8年2月末現在、下記の4組を委嘱しています。

- ・小山薫堂（放送作家・脚本家）
- ・原田悠里（演歌歌手）
- ・天草二郎（演歌歌手）
- ・WANIMA（ロックバンド）

(3) 移住・定住に関する状況

①問合せ件数・利用希望登録者数・物件登録数の推移

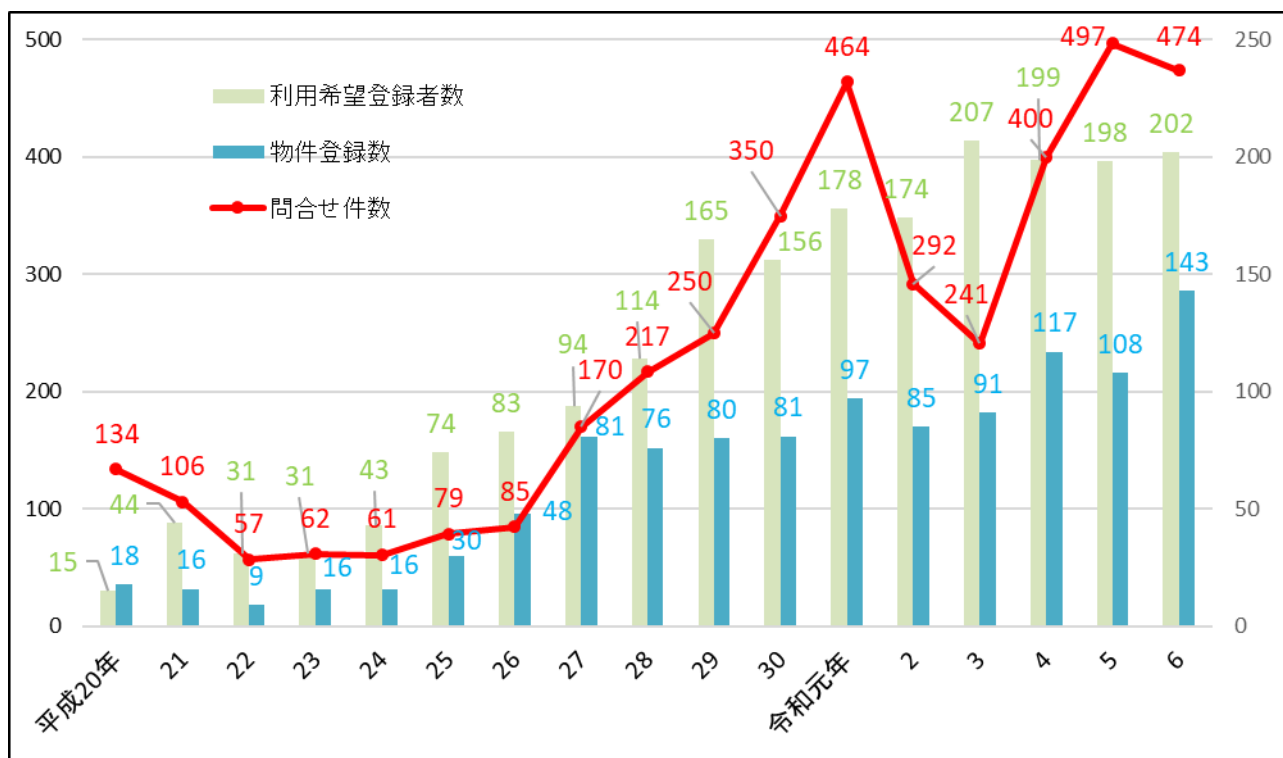
移住に関する新規の問合せ件数と空き家等情報バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用希望登録者数は、平成25年度に地域政策課へ移住定住係を設立したことによる受け入れ体制の整備によって増加傾向に至りました。その後は平成27年度の移住・定住コーディネーターの任用により更に増加し、問合せ件数は令和元年度に初めて400件を超えましたが、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響により、令和2年度・令和3年度は減少しました。その後、行動制限の緩和により令和4年度から年間400件を超える水準で推移し、令和5年度は過去最多を記録、令和6年度は微減となったもの

の、本市への移住の関心は依然として高い状況が続いています。

感染症による行動制限が求められる中、「新しい生活様式」を模索し、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構における移住相談件数が令和6年度に過去最高を更新する等、多くの人々が「地方への移住」に関心が高まってきており、本市の空き家バンク利用希望登録者数は令和3年度に初めて200件を超え、次年度以降も高い水準を維持しています。

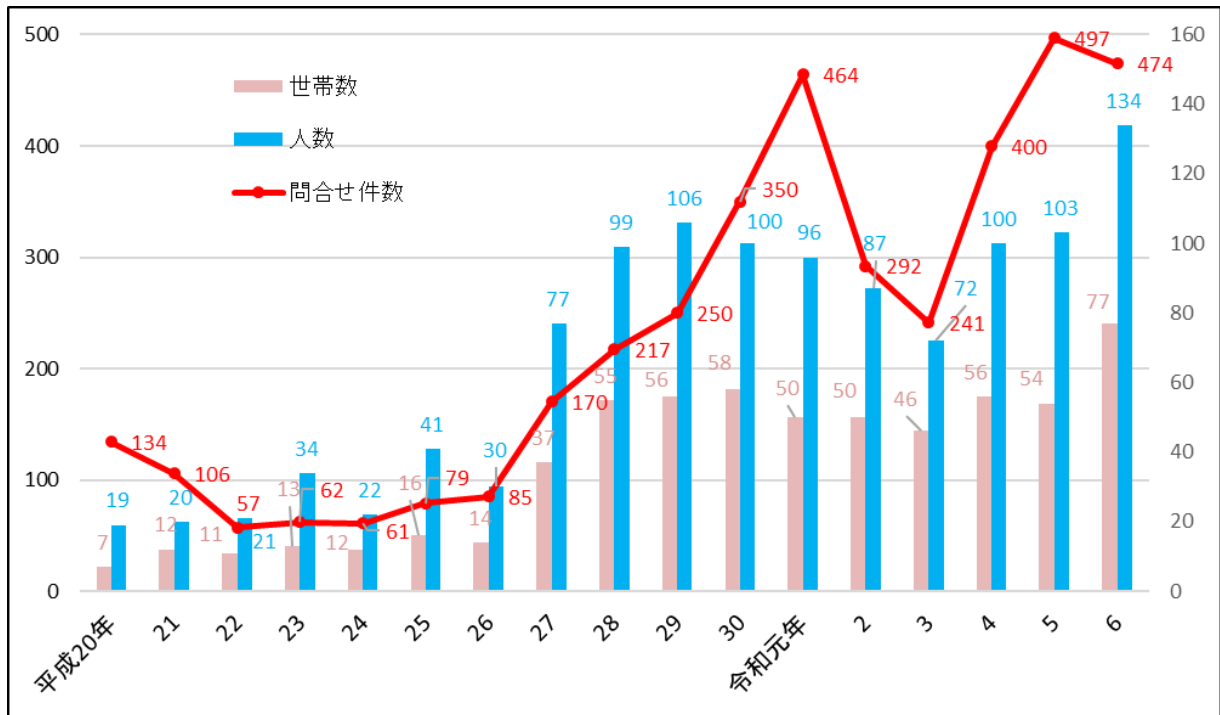
これらの利用希望登録者数の増加に伴い、空き家バンク物件登録数の確保に向け、出前講座の他、令和6年度には「空き家実態調査所有者意向調査結果」を活用した登録勧誘を実施し、過去最高となる143件の登録に繋がりました。

また、本市の移住者における定住率は84.9%（令和7年3月31日現在）となっており、高い水準を維持しています。



②移住者数・世帯数の推移

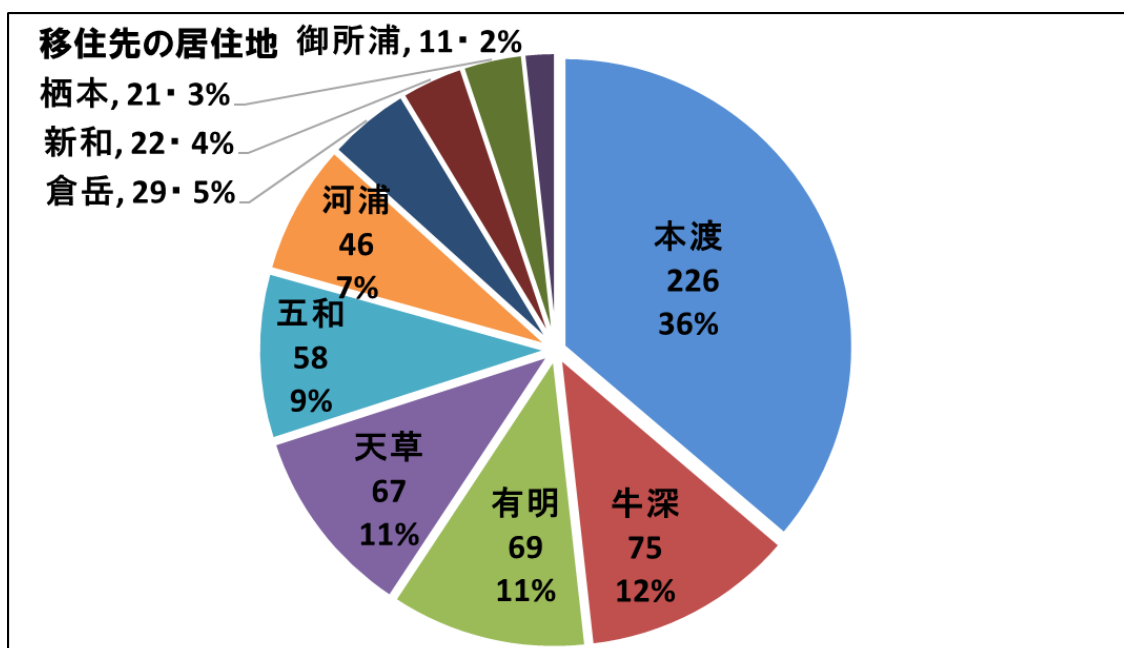
本市の移住・定住促進施策を通じた移住者数・世帯数は、新規問合せ件数と併せて増加傾向にあり、移住・定住コーディネーターの任用を開始した平成27年度から増加し、平成29年度に初めて移住者数が100人を超えました。その後も、移住者数は100人前後で推移していましたが、感染症による行動制限により、令和3年度は72人まで減少しました。「新しい生活様式」を模索し、「地方への移住」に関心が高まったことで、令和4年度以降移住者数は100人を超え、令和6年度は、過去最多の134人となっています。



③移住者の年齢層と移住前・移住後の居住地 (2008-2024 年度 全体 N=1,161)

移住・定住促進施策を通じた移住者の年齢層は、20～39歳が318人で27%と最も多く、60歳未満の割合は72%となっています。

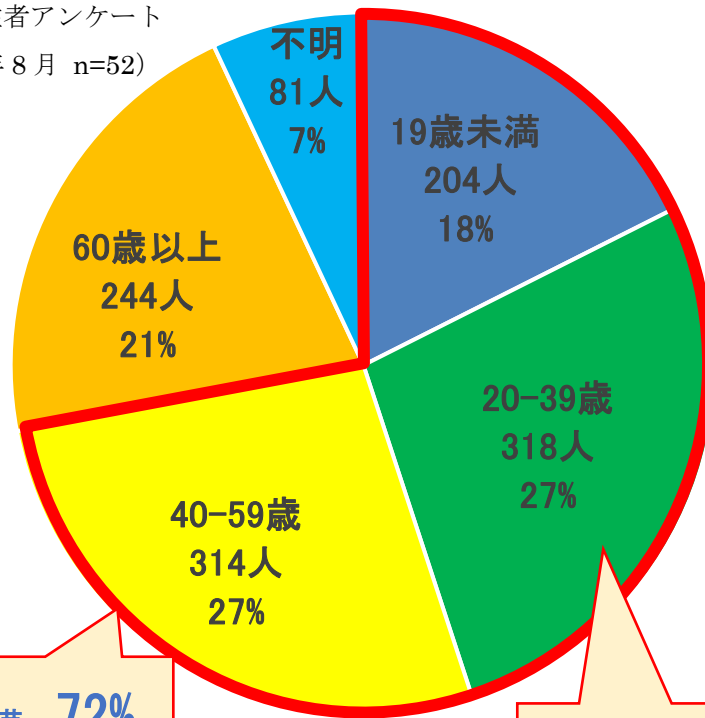
移住前の居住地については、九州外が43%であり、その中でも特に関東からの移住者が多く19%を占めています。また、県内からの移住者も32%を占めています。移住後の居住地については、本渡地域が最も多く、次いで牛深・有明・天草地域となっています。



移住者の年齢層

出典：移住者アンケート

(令和7年8月 n=52)



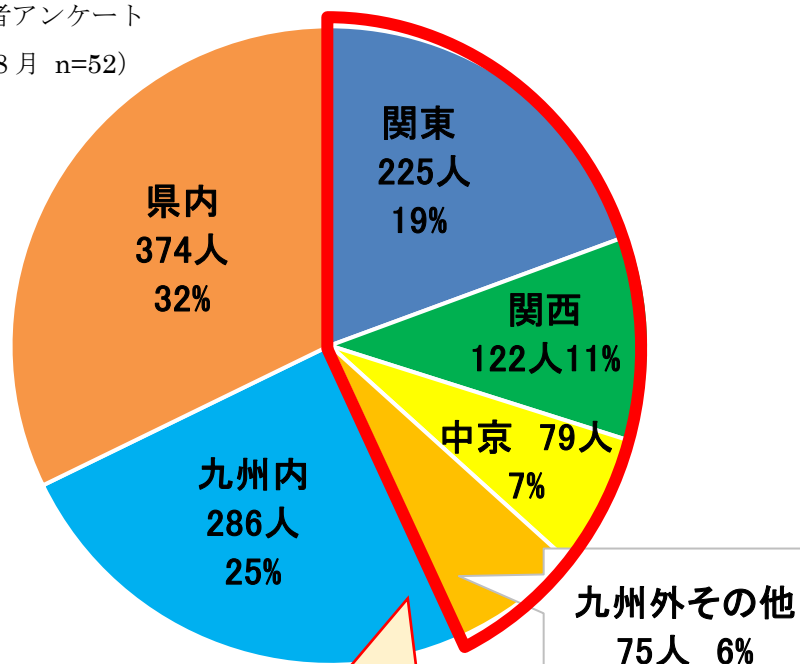
60歳未満_72%

20-39歳未満が最多

移住前の居住地

出典：移住者アンケート

(令和7年8月 n=52)

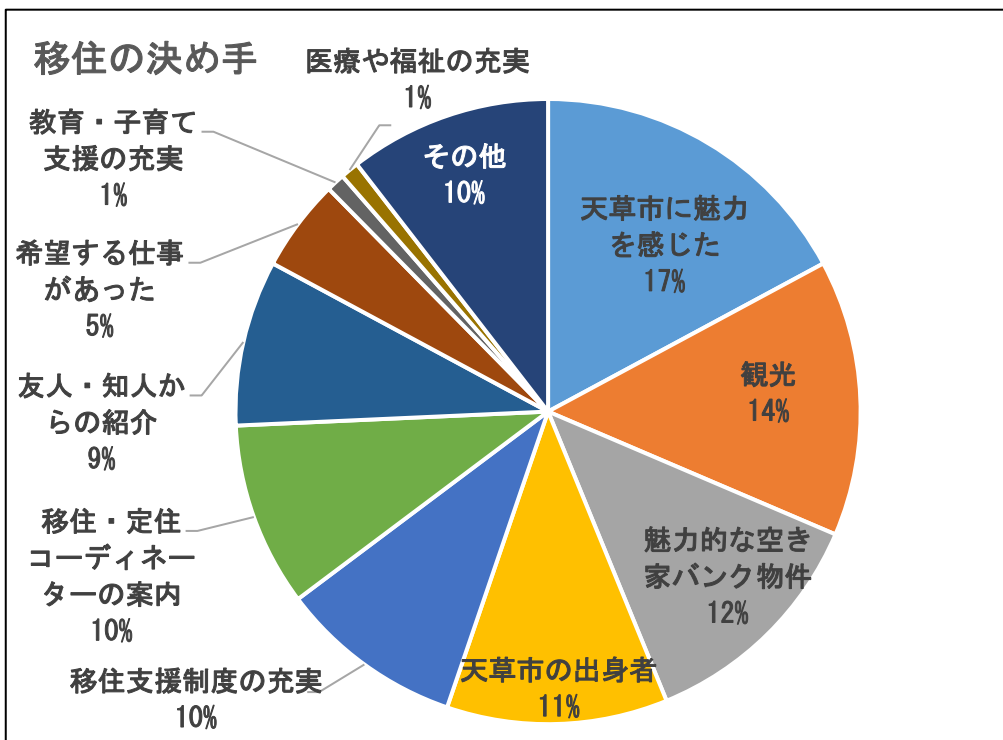
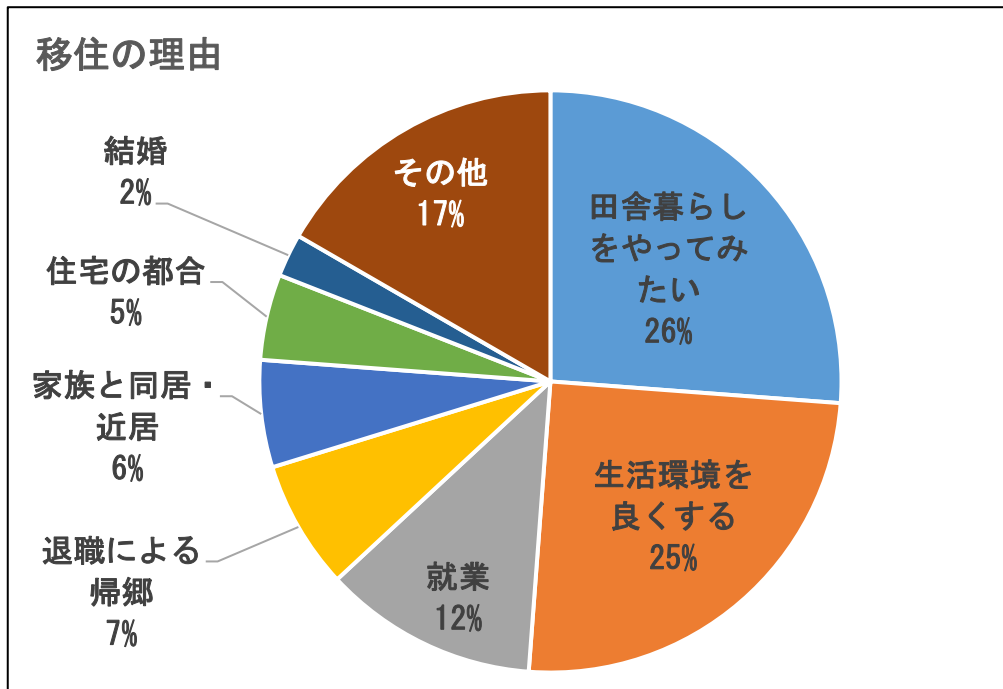


九州外_43%

④移住の理由・決め手（移住者アンケート）

本市への移住者へ実施したアンケートでは、移住の理由として「田舎暮らしをやってみみたい」、「生活環境をよくするため」が多く、半数以上を占めています。

また、移住の決め手として、「観光を含めた本市の魅力」が約30%を占め、続いて「空き家バンク物件を含めた支援制度」（約30%）となっています。



4. 第2期計画における「新たな取組み」の達成状況

	施策	担当課	達成状況	
住まい	空き家バンクに登録する物件のオンライン内覧	地域政策課	○	(令和5年度) 遠方にお住まいの方など、すぐに現地に来ることができない場合、オンラインで内覧できる仕組みを構築。
	空き家バンクへの円滑な物件登録	地域政策課	○	(令和5年度) 物件登録における家屋調査業務について、公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会と協定を締結し、調査協力を依頼。
	空き家バンク利用者が再利用する場合の要件緩和	地域政策課	継続	要件緩和の影響を調査し、引き続き緩和に向けて検討。
	お試し滞在施設の新たな整備の検討	地域政策課	継続	・令和9年度より空き家等を改修した移住体験施設の整備を検討。 ・利用率向上のため、ホームページ「あまくさライフ」上に予約状況を掲載するほか、映像で内覧できるような取組を検討。
	新築にかかる支援の検討	地域政策課	継続	天草産材利用促進事業と連携し、移住者向けに新築加算を検討したが、同事業での加算ができなかったため、空き家バンクに登録してある空き地解消を含めた支援を検討。
仕事	特定地域づくり事業協同組合との連携による就労の確保	地域政策課	○	(令和5年度) 移住者交流会にて組合と連携し、派遣職員の募集を行った。
	移住イベントの開催	地域政策課 産業政策課	○	(令和5年度) 熊本市内にて地元企業の合同就職説明会と連携した「あまくさUIJターン合同就職説明会&移住フェア」を開催。 (令和7年度) 本市主催で、仕事をテーマに企業誘致と連携した移住セミナーを開催。
	地域おこし協力隊制度の活用継続	各所管課	○	(令和6年度末時点) 地域おこし協力隊任用後の定着率は以下の通り。 ・13人中11人【84.6%】 (参考：全国平均 55.7%)

暮らし	移住・定住サポーターの増員	地域政策課	継続	引き続きサポーターの増員に取り組んでいく。
	民生委員への情報共有	地域政策課	継続	高齢で一人暮らしの移住者情報を民生委員と共有することについて、引き続き協議を行っていく。
	体験ツアーの充実	地域政策課	○	(令和5年度) 空き家のDIY・職業体験や島でのアクティビティ等、子育て世帯や若年層をターゲットとした体験ツアーを実施。
	英語検定チャレンジ補助金の拡充	学校教育課	○	(令和5年度) 補助対象を中学3年生から全学年に拡充。
	子どもはぐくみ応援事業の拡張	子育て支援課	—	検討の結果、移住・定住促進施策と結びつかないと判断。
情報	AIやSNS等を活用した相談体制の充実	地域政策課	—	検討の結果、AIチャットボットは全体的な導入が効果的と判断。
	他自治体と連携した情報発信	地域政策課	継続	近隣自治体等との移住イベントの開催については、近隣自治体の意向確認を含め、継続して検討。
	SNSを活用した情報発信の充実	地域政策課	継続	Instagramによる移住イベントや空き家情報の発信を実施しているが、更なるフォロー獲得に向け情報発信を強化していく。
	移住相談システムの構築	地域政策課	○	Kintoneを活用したシステムを構築し、運用に向け実証運行中。
	ワーケーション等の受入	地域政策課	○	(令和4年度開始) 保育園留学を実施し、子どもをメインとしたワーケーションを実施。
	若年層への情報発信	地域政策課	継続	進学や就職等で本市から転出する中高生を対象とした情報発信については、SNSの活用やつながり方を含め、継続して検討。

5. 天草市が抱える課題

①情報発信に関する課題

現在、ホームページ「あまくさライフ」や移住・定住パンフレットなどによる情報発信に加え、SNS を活用した情報発信を行っていますが、ターゲットの子育て世帯や若年層が必要としている移住や子育てに関する支援制度に加え、本市での子育て世帯による暮らしの様子などの情報発信ができておらず、特にホームページはイベント出展情報や空き家バンクの情報更新にとどまっており、空き家情報ページへのアクセスが大半となっています。

②移住関連イベント等に関する課題

移住希望者と対面での相談を行うため、東京・大阪・福岡で開催される熊本県や民間企業が開催する移住相談会や移住フェアに積極的に参加していますが、本市がターゲットとしている子育て世帯や若年層へのアプローチができていない状況です。

移住相談会と同様に、他の自治体との差別化を図るため、本市主催の移住セミナーも開催していますが、呼び込みたい移住者のターゲットを絞れていないため、本市が必要としている人材などの戦略的な移住者確保に向けた方針を明確にするほか、隣接市町と連携し天草全域の PR を目的とした移住関連イベントを開催する必要があります。

③関係人口の創出・拡大に関する課題

本市では、市出身者や天草ファン等、本市と縁のある方を「天草市ふるさと住民」として登録することで関係人口を可視化しています。

天草市ふるさと住民の登録促進として、熊本県又は本市の出身者で構成するふるさと会やふるさと応援寄附金の納税者への周知、都市部の家族を対象に「プチ移住体験」ができる保育園留学に取り組んでいます。しかし、観光リピーターやふるさと会に入会されていない出身者などに向けた周知ができていない状況です。今後、さらなる天草市ふるさと住民登録者の増加を図るには、

関係部署と連携して観光やビジネス等で本市を訪れる方や、本市と継続的な関係がある方への登録促進に取り組む必要があります。

④地域と関係人口の交流促進に関する課題

天草市ふるさと住民登録者の活動の場は、ふるさと納税や天草製品の購入、観光レポートや SNS での情報発信など、気軽な形で接点を持ちたい層の受け皿にとどまっています。そのため、自身のスキルを活用した地域活動等への参画を希望する層（将来的な担い手確保につながる層）の「本市を応援したい」という熱い思いには、十分には応えられていない状況です。

人口減少による地域行事の存続が危惧される中、地域が天草市ふるさと住民登録者に求めることと、地域活動への参画希望をマッチングし、地域住民と天草市ふるさと住民登録者の交流を深める取組が必要です。

また、旧市町単位の出身者等で組織される各地域のふるさと会において、天草市ふるさと住民の登録を促進していますが、会員の高齢化や減少により解散や会の存続の危機にある団体があります。

さらに、関係人口の創出・拡大の取組として「保育園留学」を受け入れています。留学家族と地域住民の交流の機会を創出し、長期的な関係性を構築することが重要です。

⑤空き家バンクに関する課題

本市では、空き家バンクに登録された空き家等の情報をホームページ「あまくさライフ」に掲載しており、常時 170～180 件程度の空き家等を紹介しています。依然として移住者の住まいに関する需要は高く、空き家情報のページは 1 日あたり 1,500 件～2,000 件ほどアクセスされています。

近年は、毎年 100 件を超える空き家等の物件を登録していますが、年間約 500 件の新規の移住相談を受けており、移住希望者からの需要に対し登録物件が不足している状況です。移住希望者が空き家を検討する際、物件の購入やリフォームにおける初期費用・必要な修繕等がイメージしづらいなどの意見があ

るほか、売買物件と比較して利用を検討しやすい賃貸物件が不足している等、移住希望者の需要に応えられていない状況が続いています。

また、空き家バンクの移住支援を受けた移住者が地域になじめないなどの理由により市内転居をする場合、再度支援を受けられないことから、移住後すぐに転出となることや、慎重な物件選びにより検討で終わるなどの課題が生じています。さらに、空き家バンクに登録している物件で、高額な売買物件や老朽化が著しい物件など、長期間にわたり動きがない物件が増えてきています。

空き家バンクの登録物件数の増加が移住（希望）者の増加につながる要因の一つであることから、登録物件数の増加に取り組むとともに、本渡地域の中でも本渡都市計画区域へ移住者が集中していることから、本渡都市計画区域外に当たる物件への積極的な登録を促進していく必要があります。

⑥就労の支援・機会の創出に関する課題

ハローワークが発行する求人情報や熊本県の「ワンストップジョブサイトくまもと」を活用し情報を提供するとともに、熊本県が運営するジョブカフェと連携しながら移住（希望）者の就労に繋げていますが、「ワンストップジョブサイトくまもと」の求人情報が少ない状況です。「ワンストップジョブサイトくまもと」に掲載されている求人への就労は、移住支援金の支給要件の一つとなっているため、東京圏から本市への移住者には大きなメリットになることから、求人情報を充実させる必要があります。

また、本市の各種産業における人材不足は顕著であり、就労に関する支援制度を創設するなど人材の確保に取り組んでいますが、支援制度を活用した移住者の就労は少ない状況です。移住者の就労を増加させるためには、関係部署と連携を強化して取り組む必要があります。

⑦お試し移住への支援に関する課題

本市では、移住希望者に対し、一定期間の居住体験ができるお試しの滞在施設として、長期滞在型施設「ダーチャかねやき」（5棟）、短期滞在型施設「かねやき倶楽部」（1棟）を運営していますが、予約待ちや利用を断念する移住希

望者が発生しているため、移住体験の機会の創出に取り組む必要があります。

また、全6棟のお試し滞在施設は、平成20年度に建設後、経年による老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を図る必要があります。

⑧住まいに関する支援の課題

宅地建物取引業法改正（令和6年7月1日）により、国土交通省が定めている不動産取引の仲介手数料の上限が引き上げられました。このことにより市内の空き物件の取引件数の低下が懸念されるため、登録物件の活用促進に関する新たな支援を検討する必要があります。

⑨暮らしに関する支援の課題

移住後3年間、本市に定住されている世帯は84.9%（令和7年（2025年）3月31日現在）となっています。しかしながら、その一方では経済的に自立できないことや田舎暮らしの理想と現実のギャップを埋められなかったことなど、様々な理由で本市に定住できずに離れる方もいることから、移住・定住コーディネーターを4人配置し、移住を希望する地域の情報などを提供しています。また、令和2年度より、移住者を「移住・定住サポーター」として任命し、移住後のフォローを行っていますが、近年は移住者が増加し、移住後のフォローが十分に対応できていない状況です。

今後は、さらなる移住・定住サポーターの増員等により、移住後のサポート体制の充実を図るとともに、一人暮らしで高齢の移住者の見守りや災害時の対応等の側面から、民生委員と連携を図る必要があります。

⑩仕事に関する支援の課題

繁忙期の担い手不足解消を図るため設立された「特定地域づくり事業協同組合」でマルチワーカーとして働く派遣職員が不足していることから、移住相談会や移住者交流会において特定地域づくり事業協同組合の派遣職員募集を実施しています。

市内の各産業においても同様に就労者が不足しているため、関係部署と連携し、移住者交流会等を通して支援制度の周知を行う必要があります。

6. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

天草で見つけた自分らしい暮らし“あまくさライフ”

(2) ありたい姿

総合計画の「ありたい姿」として掲げる「天草での暮らしが共感され、多くの人に移住・定住し暮らしている」姿を旨として取り組みます。

(3) 基本方針

本計画を効果的に推進するため、基本方針を次のとおり定め、より多くの人に「関わりたい」「訪れたい」「住みたい」と思われる地域を目指し、移住・定住までの各ステップに応じた支援を行い、関係人口の取組との連携を通じて本市との繋がりを深化させ、移住・定住を促進します。

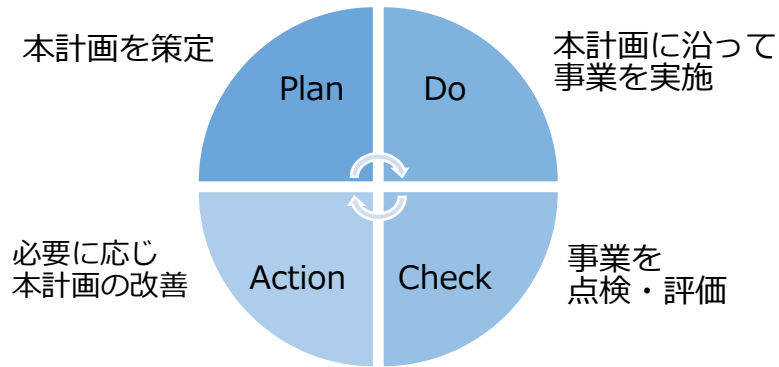
- 魅力発信による本市の認知度向上
- 関係人口の創出・拡大と地域との関係深化による地域活性化
- 空き家等の利活用の促進

(4) 目指す成果（数値目標）

成果指標名	現状値 令和 6 年度 (2024)	目標値 令和 11 年度 (2029)
移住・定住促進施策を通じた移住者数（平成 20 年度からの累計）	1,161 人	1,800 人
移住・定住に関する新規問い合わせ件数	474 件/年度	500 件/年度
ふるさと住民登録者数（平成 30 年度からの累計）	729 人	1,210 人

(5) 進捗管理

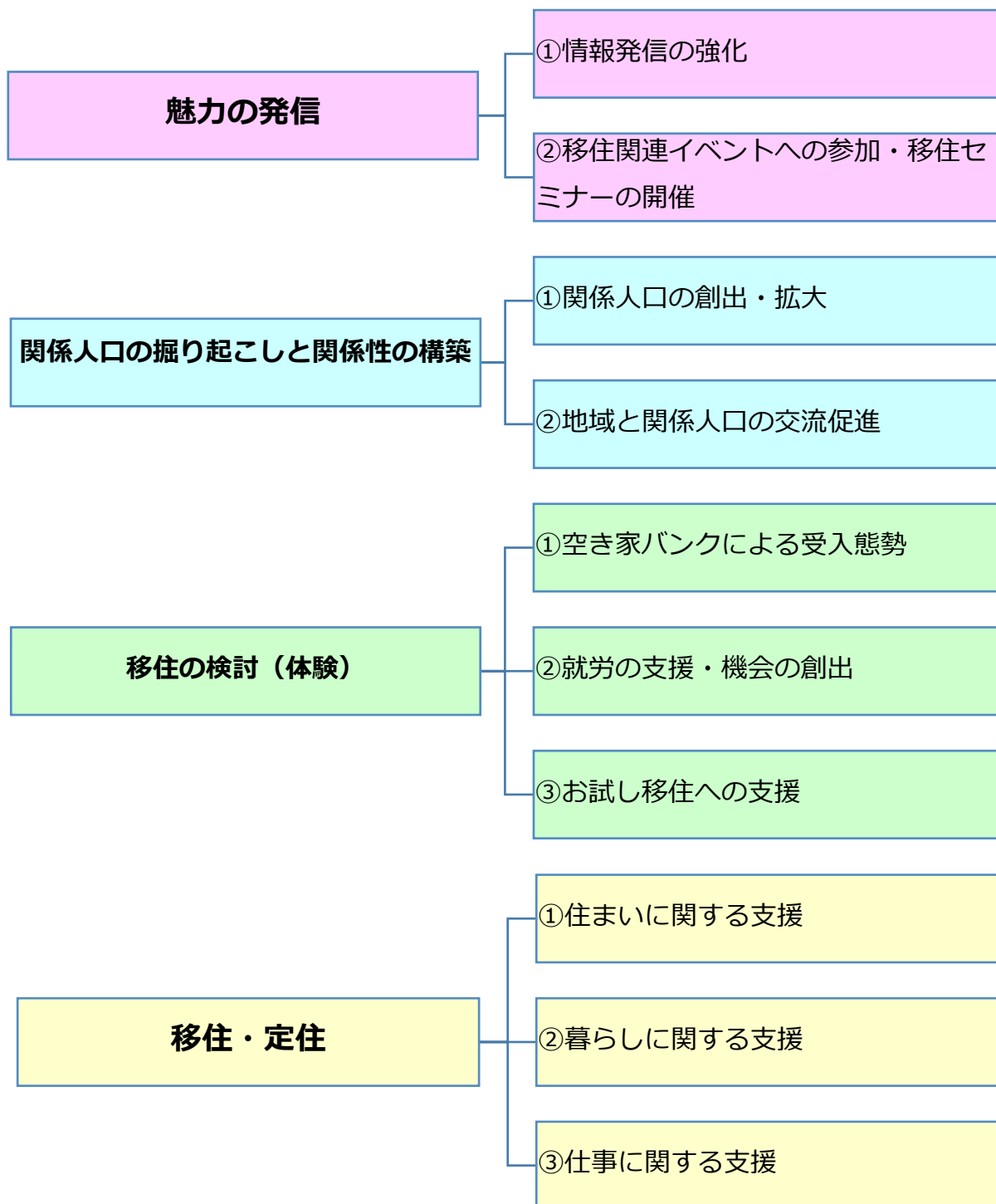
施策に対するチェック機能を充実させ、事業をより効果的なものとするため、庁内推進組織「天草市移住部門ワーキンググループ」において、計画の進捗管理体制を強化することに努めます。



月	PDCA				当年度 予算	次年度 予算	市議会	天草市 総合政策 審議会
	P	D	C	A				
4月	↕				予算 執行			
5月		↑						
6月			↕				議会	
7月								評価
8月								
9月							議会	
10月							予算 編成	
11月								
12月								議会
1月								
2月			↑					
3月			↕	↕				議会

7. 施策の体系（具体的な施策）

<施策体系図>



(1) 魅力の発信

① 情報発信の強化

移住希望者が移住後のライフスタイルをイメージできるよう、移住支援や子育て支援など経済的な支援制度のほか、生活環境や子育て環境、地域の特色や本市で暮らす方々の魅力なども含めた総合的な情報発信を引き続き実施していきます。

また、子育て世帯や若年層をターゲットに、現在運用している Instagram による情報発信の強化を図ります。

② 移住関連イベントへの参加・移住セミナーの開催

熊本県や民間企業が開催する移住相談会や移住フェアに積極的に参加し、本市が取り組む「充実した子育て施策」等を発信していくことで、子育て世帯や若年層の移住・定住を促進します。

また、移住者の関心ごととして大きな割合を占めている仕事について、仕事をテーマとした本市主催の移住セミナーを関係部署と連携して開催します。これに関連し、隣接市町村と連携し合同で移住相談会・セミナーを開催できるよう検討します。加えて、セミナーと連携した移住体験ツアーを開催し、セミナーで引き出した移住への関心を次のステップとなる移住の体験へ誘導できるようなプログラムを企画します。

(2) 関係人口の掘り起こしと関係性の構築

① 関係人口の創出・拡大

ふるさと納税者や天草産品の購入者、観光リピーターなど、気軽に本市と接点を持ちたい層と、自身のスキルを活用した地域活動等への参画を希望する層（将来的な担い手確保につながる層）を整理し、関わり度合いに応じた属性分けを行い、それぞれに応じた情報発信や相談対応などの体制を整えます。

ア 保育園留学の受入れ

保育園留学を継続して受け入れます。受入時期が夏季期間に集中していることから、一年を通して選ばれる留学先となるよう、保育園や地域と連携し、

冬季にも選ばれる魅力や、日常的な子どもたちの遊びの情報発信を強化していきます。

イ 地域活性化起業人の活用

地域活性化起業人として業務に携わる中で、地域理解・愛着形成が進み、単なる関心層から継続的な関与を望む関係人口へと移行が期待されることから、さらなる地域活性化起業人の受け入れを促進します。

ウ 観光事業者との連携

地域と一時的に関わる「交流人口」を、地域へ愛着を持ち継続的に関わる「関係人口」へと深化させる取組を推進します。また、令和7年度に作成した「インタープリテーションガイドブック」を活用し、観光客が地域固有の価値に興味・関心を持ち、深まった関心と愛着を基に、二地域居住、地域活動等への参画など、中長期的な関わりへと発展させる関係性を構築します。

② 地域と関係人口の交流促進

地域活動等への参画を希望する天草市ふるさと住民登録者へ、各地域活動等に携わることができる場等の情報を提供します。

ア 天草市ふるさと住民登録者に対して、ふるさと会の活動等に関する情報を発信し、ふるさと会への参加につながるよう取り組みます。

イ 各地域の活動の担い手ニーズを把握したうえで、担い手活動のプロジェクトを企画し、担い手募集情報を発信します。

ウ 保育園留学参加者と地域住民との交流の機会を設け、保育園留学終了後も「地域の人に会いに来たい」と思える、長期的な関係性の構築を目指します。

エ 天草地域でワーケーションを推進している天草地域雇用創出協議会及び熊本県天草広域本部と連携し、コワーキングスペースや宿泊施設などの掲載情報を天草市ふるさと住民登録者へ共有することで、本市へのワーケーションを促します。

(3) 移住の検討

① 空き家バンクによる受入態勢

本渡都市計画区域外の登録物件を確保するため、関係部署と連携し空き家等情報バンクへの登録を推進します。併せて登録物件の活用を促進するため、類似する登録物件の改修前後の写真や改修費用等の情報を掲載するほか、移住者にとって利用を検討しやすい賃貸物件の確保に努めます。

また、空き家バンクの移住支援を受けた移住者が、地域になじめないなどの理由により市内転居をする場合、再度支援を受けられる要件（期間）の緩和について引き続き検討します。

② 就労の支援・機会の創出

東京圏から「ワンストップジョブサイトくまもと」の求人就業された場合、移住支援金の対象となる可能性があるため、熊本県と連携を取りながら、市内事業者に対して「ワンストップジョブサイトくまもと」への求人情報の掲載を推奨していきます。加えて、関係部署が市外で実施する合同就職説明会等において、移住相談窓口を開設します。

また、天草市ふるさと住民登録制度の特典として、天草市事業承継ホームページ「relay the local 天草市」に掲載された事業承継案件（事業や空き店舗など）を事業承継した場合、成功報酬（手数料）の割引を導入しているため、引き続き、関係部署と連携し事業承継による定住定着を図ります。

③ お試し移住への支援

お試し滞在施設の需要増に対応するため、引き続き空き家等を改修した移住体験施設の整備等に取り組みます。

また、老朽化が進んでいる既存の移住体験施設の長寿命化を図るため、施設の改修を計画的に行います。

(4) 移住・定住

①住まいに関する支援

空き家等情報バンクの登録物件の活用を促進するため、空き家や空き地購入に係る天草市移住定住促進支援補助金の拡充を検討します。

②暮らしに関する支援

移住後の定住に向けたサポート体制の充実を図るため、引き続き各地域での移住・定住サポーターの登録推進に取り組みます。

また、一人暮らしで高齢の移住者などの見守りや災害時の対応等の側面から、民生委員と連携を図ります。

③仕事に関する支援

市内の各産業の担い手不足の解消のため、関係部署と連携し、移住者交流会等を通して就労に係る支援制度等の周知を行います。

さらに、熊本県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継を検討している層を同センターへつなぐことで熊本県後継者人材バンク登録を推進します。

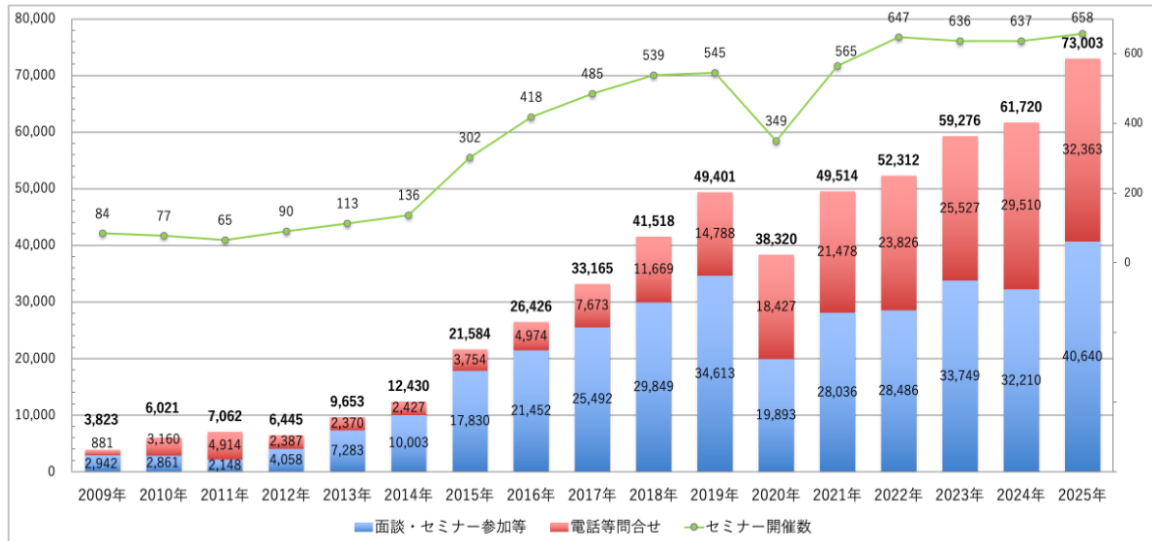
また、地域おこし協力隊員が地域協力活動として起業または地場産業等の事業承継を行う場合、活動期間が最大5年に延長されることから、当該制度を活用し定住・定着が図られるよう、支援します。

<資料編>

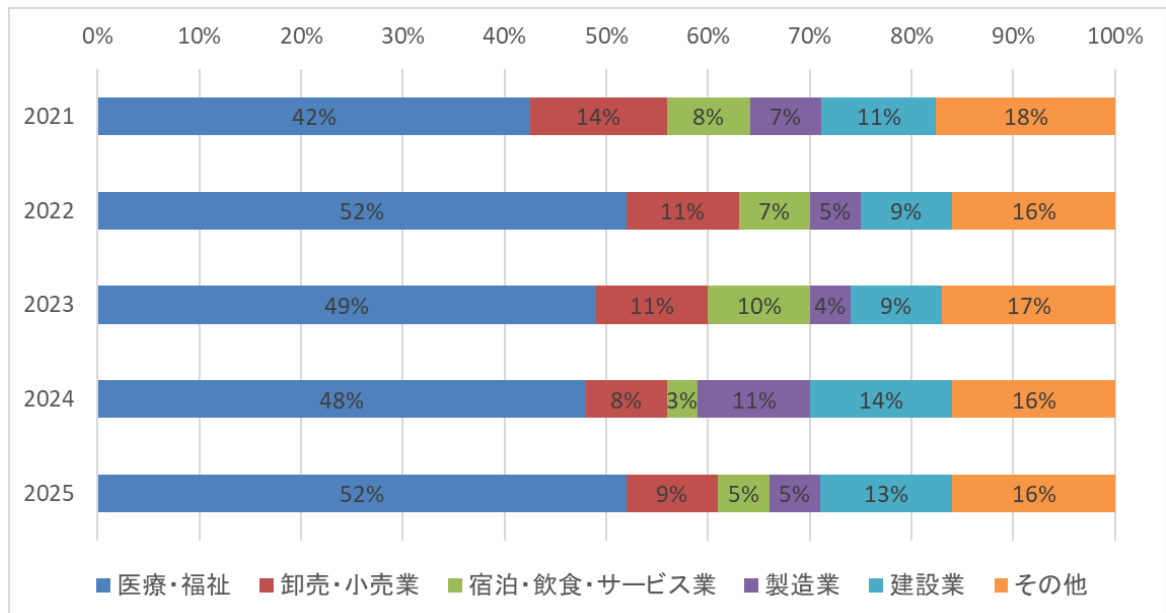
(1) 移住・定住等に関するデータ

① 移住相談件数の推移【出典：(公社)ふるさと回帰・移住交流推進機構】

移住相談件数の推移 (2009-2025)



② 天草管内の産業別新規求人の業種別割合 (出典：天草公共職業安定所)



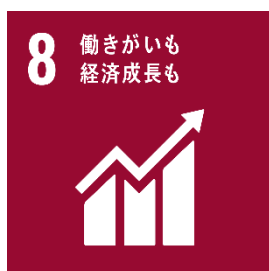
(2) 取組みの検討一覧

	取組み	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	担当課
魅力の発信	Instagram による子育て世帯・若年層へ向けた情報発信の強化	実施				地域政策課
	テーマを定めた移住イベント・セミナーの開催	実施				地域政策課
関係人口の掘り起こし 関係性の構築	保育園留学の受入	実施				地域政策課
	地域活性化起業人の活用	実施				地域政策課 関係所管課
	観光事業者との連携	検討	実施			地域政策課 観光振興課
	天草市ふるさと住民登録者の活動推進	実施				地域政策課 関係所管課
移住の検討 (体験)	空き家バンク登録物件に係る要件の緩和	検討	実施			地域政策課
	お試し滞在施設の拡充	検討	実施			地域政策課
移住・定住	空き家バンク登録物件の活用促進に向けた支援	検討	実施			地域政策課
	移住・定住サポーターの増員	実施				地域政策課
	民生委員への情報共有	実施				地域政策課
	事業承継と連携した就労への支援	実施				地域政策課 産業政策課

(3) 天草市の移住・定住促進施策の経過

時期	内容
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農業振興課内に都市農村交流係を設置（移住相談をスタート） ➤ 空き家バンク制度を創設（移住希望者のみ） ➤ お試し滞在施設の整備（国の交付金制度を活用） ➤ 定住促進奨励金制度を創設
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 空き家活用事業補助金制度を創設
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域政策課移住定住係が発足 ➤ 空き家バンク制度を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の空き家も対象に拡大 等
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域政策課定住促進係に改組 ➤ 移住・定住コーディネーターを配置 ➤ ホームページ「あまくさライフ」リニューアル ➤ 移住・定住促進パンフレット「天草暮らしのおと」作成
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 震災の影響で本庁舎から天草宝島国際交流会館ポルトへ移転 ➤ 移住・定住コーディネーターを 2 人体制へ ➤ 移住・定住促進 P R 映像制作（企画・取材・編集はすべて移住者）
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移住・定住サポートセンターを開設 ➤ 定住促進奨励金制度の要件を大幅に改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ U ターン世帯及び都市計画区域内への転入者も対象に拡大 ・ 65 歳未満の制限を撤廃 等 ➤ 移住・定住促進施策による移住者が初めて 100 人を突破
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 空き家バンク制度を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等の登録期間を 2 年間に設定 ・ 利用希望登録後に移住した場合、移住後 180 日間は空き家バンクを利用可能 等 ➤ 定住促進奨励金制度の要件を改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ U ターンの単身世帯も対象に拡大 等 ➤ ふるさと住民（関係人口）登録制度を創設 ➤ 移住・定住促進計画を策定
平成 31 年度 令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移住・定住コーディネーターを 3 人体制へ ➤ 熊本県宅地建物取引業協会と協定締結 ➤ 移住支援金（東京 23 区からの移住等）制度創設
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ホームページ「あまくさライフ」全面リニューアル

令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第2期移住・定住促進計画策定 ➤ 保育園留学制度を開始
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 天草市特定地域づくり事業協同組合を発足 ➤ Instagram アカウントを開設
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定住促進奨励金の加算項目を追加 ①子育て加算（中学生以下の世帯員1名につき+10万円、上限30万円） ②地域加算（本渡都市計画区域外の地域に居住する場合、+20万円） ③テレワーク加算（所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市を生活の拠点とし、転入前の業務（ICT等を活用したテレワーク）を引き続き行う場合、+20万円） ➤ 地方就職支援金（東京23区からの移住等）制度創設 ➤ 天草市、熊本県東京事務所主催で移住セミナー・個別相談会を開催
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移住・定住コーディネーターを4人体制へ ➤ 第3期移住・定住計画策定



第3期 天草市移住・定住促進計画

令和8年（2026年）3月策定

天草市地域振興部地域政策課関係人口拡大係

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 天草市役所本庁1階

TEL : 0969-27-6000（直通）

FAX : 0969-23-1999

H P : <http://inaka.amakusa-web.jp/>